

おおあらい

Vol.427



■「いきいき体育祭」いきいきとした皆さんの笑顔が印象的でした。(関連P16)

特集

7月29日(日)は
「参議院議員通常選挙」です P.2 ~ 3

Index

- わが町トピックス P.4 ~ 5
- 後期高齢者医療制度 / マル福制度 P.6 ~ 7
- 児童手当・浜っ子すこやか奨励金のこと P.8 ~ 9
- 地球温暖化防止と環境型社会 P.10
- くらしの情報 P.11 ~ 13
- 大洗海の大学 / 夢town大洗 P.14
- まちのできごと P.16・17
- みんなのひろば P.18・19



7月29日(日)は 「参議院議員通常選挙」です

任期満了に伴う参議院議員通常選挙は、7月12日に公示され、7月29日(日)に投票が行われます。

投票日 7月29日(日)
投票時間 午前7時～午後8時
投票場所 投票所入場券に記載されている投票所
(左記の投票区マップをご参照下さい)
投票所に投票所入場券を持参して下さい。
問合せ / 大洗町選挙管理委員会 267-5111 (内線233)



【投票のできる方】

(次の要件を満たしている方)

- ・満20歳以上(昭和62年7月30日以前に生まれた方)の日本国民で、町の住民基本台帳に引き続き3ヶ月以上(平成19年4月11日以前から)登録されている方

- ・公職選挙法に定められた欠格事項に該当しない方

【投票のしかた】

投票は茨城県選挙区選出議員選挙(薄い黄色の投票用紙)、比例代表選出議員選挙(白色の投票用紙)の順に行います。

茨城県選挙区選出議員選挙は、候補者の氏名を記載し、投票して下さい。

比例代表選出議員選挙は、候補者の氏名又は政党等の名称(略称も可)を記載し、投票して下さい。

目の不自由な方は点字で投票することができます。希望する方は投票所の係員に申し出て下さい。

手のけがなどで投票用紙に記載できない方のために、投票所係員による代理投票が認められています。希望する方は投票所の係員に申し出て下さい。

投票日に投票所に行けない場合には

【仕事や旅行など】

○期日前投票をご利用下さい。
投票日前であっても、投票日と同様に投票を行うことができます。

投票期間 7月13日(金)～28日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 大洗町役場1階ロビー

投票所入場券を持参して下さい。

【病院に入院していたり施設に入所している】

○不在者投票をご利用下さい。

茨城県選挙管理委員会が指定している病院や施設であれば、そこで投票を行うことができます。

【選挙期間中に大洗町以外の市区町村に滞在している】

○不在者投票をご利用下さい。

滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて投票ができます。

大洗町選挙管理委員会に直接

または郵便で投票用紙など必要な書類を請求して下さい。また、どこで投票したいかお伝え下さい。

【身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で投票日に投票へ行くことも期日前投票もできない】

(注)次の条件に該当する方

- ・両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1級または2級の方、特別項症から第2項症の方

- ・心臓、腎臓、呼吸器等(内臓)障害の程度が1級または3級の方、特別項症から第3項症の方

- ・免疫の障害が1級から3級の方

- ・要介護状態区分が要介護5の方

○郵便等投票をご利用下さい。

大洗町選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類を投票日の4日前までに請求して下さい。

(事前に郵便等投票証明書の交付などの手続きが必要となりますのでご注意ください。)

自宅など自分のいる場所で投票用紙に記載し、大洗町選挙管理委員会へ郵送して下さい。

私たちの意見や希望を 国政に反映させましょう！

前回の参議院議員通常選挙投票率
(平成16年、選挙区)

大 洗 町	51.49%
茨城県平均	50.07%
全 国 平 均	56.57%

前回の参議院議員通常選挙における茨城県平均の投票率は全国最下位となっており、大洗町も全国平均の投票率を下回っています。選挙は、私たちが代表者を選び国政に参加する最も重要な基本的な機会です。棄権することなく、必ず投票しましょう。

投票区マップ

第2投票区 大洗町商工会館
前回投票率49.07%

二丁目・仲町・金沢町・通町・港中央・新町1-1・5-2、7-1・9-2、11、12

第1投票区 東光台集会所
前回投票率49.96%

明神町・東光台・汐見ヶ丘・一丁目

第5投票区 永町会館
前回投票率55.61%

永町1～13

第4投票区 堀割集会所
前回投票率50.08%

新町5-3・五反田・永町14～16-3・桜道7、8

第3投票区 町営松ヶ丘住宅集会所
前回投票率54.89%

新町6-1、6-2、10・松ヶ丘・二葉・祝町

第8投票区 大貫集会所
前回投票率52.69%

桜道4・舟渡・蔵前・上宿・中宿

第7投票区 寺釜堀川集会所
前回投票率58.19%

寺釜

第6投票区 寿集会所
前回投票率52.51%

髭釜町・桜道1～3、5、6

第11投票区 松川農村集落センター
前回投票率54.40%

ひめま苑・干拓・松川報国・松川第一・松川中部・松川共励・松川第二・大谷川・成田

第10投票区 大洗町農業会館
前回投票率45.36%

神山・川口・荒谷・浜欠・古宿・上宿・中宿・下宿・矢場・ゆーもあ村

第9投票区 角一集会所
前回投票率52.13%

北清水・富士見台・南清水・東北大寮・原研独身寮・角一・前原・原研住宅・原子力機構夏海寮

06年度県内観光客

「大洗町が584万人で1位」(昨年度比210万人増)

茨城県内観光客数4,621万人(昨年度比195万人増)

1位 / 大洗町(584万人) 2位 / 水戸市・つくば市(373万人) 茨城県観光物産課調べ

茨城県が実施した平成18年度観光客動態調査によると、市町村別で大洗町、水戸、つくば、ひたちなか、笠間市がベスト5に輝きました。

大洗町は昨年度に比べ210万人増の584万人で、昨年の3位から1位に浮上しました。例年の大洗を代表する夏祭りイベントやあんこう祭りなどのほかに、昨年は大型集客施設、リゾートアウトレットのオープンや全国生涯学習フェスティバルの開催などが好影響となりました。

これからは、21年度の開港を目指して民間共利用が進められている茨城空港(百里飛行場)や3年後開通予定の北関東自動車道、ひたちなか地区の開発等々、今まで以上に大洗町への観光客の増加が期待されています。



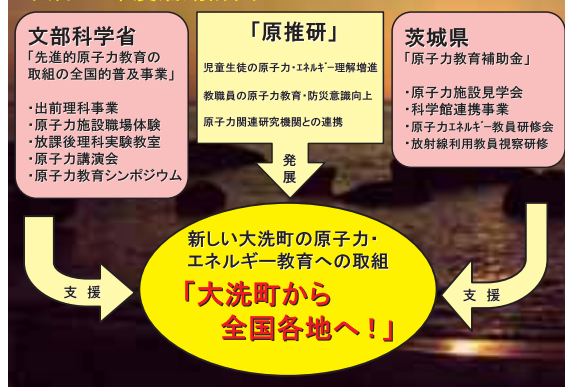
平成19年「原推研」総会開催

6月1日(金)第4回目となる「原推研」(大洗町原子力教育推進研究委員会)総会が開催されました。

「原推研」は平成16年に発足し、子ども達に「科学する心」を育てることを目的として、わくわく科学館や大洗研究開発センターと連携をしながら原子力見学会の実施や理科実験教室など実践的な活動を行っております。

本年度は、文部科学省の「先進的原子力教育取り組み地域」に指定されて、より総合的な活動を展開します。

平成19年度活動計画



「原推研」は、様々な体験の事業展開を進め、大洗の児童生徒に科学やエネルギーについての興味と原子力について正しい理解の普及に努めてまいります。

5月30日、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害児を早期発見して適切に対応するため「特別支援教育推進研究委員会」を発足しました。委員長に加藤教育長、委員に町内全小中学校の教頭、幼稚園園長、保育所所長など14名が就任。さらに特別支援教育を専門的に調査・検討するため「実践運営委員会」を設置し町内の小中学校の特別支援学級の担当教諭など11名が委嘱されました。

主な事業内容

- ・小学校就学前の子どもの保護者からの発育相談
- ・三歳児健診から気になる子どもの早期発見と対応
- ・小・中学校で心理検査の導入
- ・子どもの状況に応じた個別の支援計画と対応の推進



「大洗町特別支援教育推進研究委員会」発足
— 発達障害児のために適切対応 —



8月1日より

海遊号のルートを変更いたします

変更いたします

大洗に訪れる観光客や町民の皆さんに親しまれている町内循環バス「海遊号」の利便性を向上するため、大洗駅を起点にアクアワールド大洗ルートと大洗サンビーチルートに変更いたします。



● アクアワールド大洗ルート

バス停	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
大洗駅 発	8:43	9:33	10:38	11:44	13:12	14:21	15:29	16:41
新町	8:46	9:36	10:41	11:47	13:15	14:24	15:32	16:44
和銅入口	8:47	9:37	10:42	11:48	13:16	14:25	15:33	16:45
幕末と明治の博物館入口	8:49	9:39	10:44	11:50	13:18	14:27	15:35	16:47
松ヶ丘	8:52	9:42	10:47	11:53	13:21	14:30	15:38	16:50
祝町	8:53	9:43	10:48	11:54	13:22	14:31	15:39	16:51
アクアワールド・大洗	8:55	9:45	10:50	11:56	13:24	14:33	15:41	16:53
観光情報センター前	8:59	9:49	10:54	12:00	13:28	14:37	15:45	16:57
大洗磯前神社下	9:01	9:51	10:56	12:02	13:30	14:39	15:47	16:59
明神町	9:02	9:52	10:57	12:03	13:31	14:40	15:48	17:00
漁港入口	9:03	9:53	10:58	12:04	13:32	14:41	15:49	17:01
曲松	9:05	9:55	11:00	12:06	13:34	14:43	15:51	17:03
ほっとサロン永町の縁台	9:05	9:55	11:00	12:06	13:34	14:43	15:51	17:03
永町	9:06	9:56	11:01	12:07	13:35	14:44	15:52	17:04
髭釜	9:07	9:57	11:02	12:08	13:36	14:45	15:53	17:05
大貫	9:08	9:58	11:03	12:09	13:37	14:46	15:54	17:06
大洗駅 着	↓	10:01	11:06	12:12	13:40	14:49	15:57	17:09

● 大洗サンビーチルート

バス停	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
大洗駅 発	↓	10:02	11:11	12:13	13:41	14:50	15:58	17:10
エコス前	↓	10:04	11:13	12:15	13:43	14:52	16:00	17:12
ゆっくら健康館前	↓	10:05	11:14	12:16	13:44	14:53	16:01	17:13
大洗フェリーターミナル	↓	-	-	12:18	13:46	14:55	16:03	17:15
大洗マリンタワー	↓	10:06	11:15	12:20	13:48	14:57	16:05	17:17
わくわく科学館・大洗リゾート・アウトレット前	9:11	10:07	11:16	12:21	13:49	14:58	16:06	17:18
サンビーチ海岸	9:13	10:09	11:18	12:23	13:51	15:00	16:08	17:20
前原	9:16	10:12	11:21	12:26	13:54	15:03	16:11	17:23
海岸病院入口	9:17	10:13	11:22	12:27	13:55	15:04	16:12	17:24
大貫上宿	9:18	10:14	11:23	12:28	13:56	15:05	16:13	17:25
大洗駅 着	9:22	10:18	11:27	12:32	14:00	15:09	16:17	17:29

交通規制により一部運行ルートが変更になる場合があります
問合せ 町長公室企画調整係
(内線217)

料金	乗車1回につき
おとな	100円
こども	50円
一日フリー乗車券(乗り降り自由)	
おとな	200円
こども	100円

平成20年4月から

新しい後期高齢者医療制度が始まります!

後期高齢者医療制度6つのポイント!

75歳以上の方および65歳以上の一定の障害がある方が対象となります。

平成20年3月に新しい保険証（被保険者証）が一人に一枚送付されます。

医療機関窓口での患者負担は、現在の老人保健と同様に原則1割負担、現役並み所得者は3割負担となります。

保険料は、原則、年金からの天引きとなります。

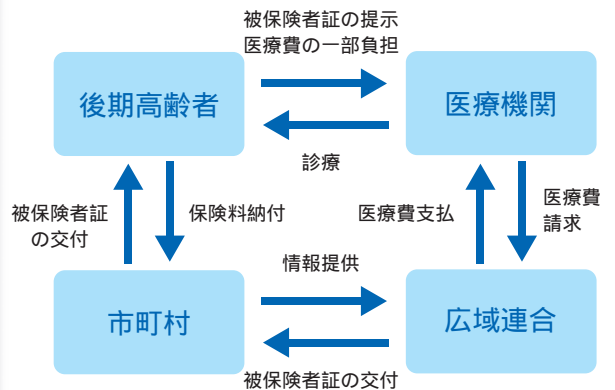
茨城県後期高齢者医療の保険料は平成19年11月頃に決定する予定です。

後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町村が加入する広域連合が行います。

各種申請等の窓口業務、保険料徴収業務は今までどおり市町村が行います。

老人保健制度で医療を受けている方へ

後期高齢者医療制度のしくみ



後期高齢者の医療にかかる費用のうち、みなさんが医療機関窓口で支払う患者負担を除いた分を、公費（国、県、市町村）が5割を負担、現役世代からの支援分（若年者の保険料）が4割を負担し、残りの1割を後期高齢者のみなさんから保険料として納めていただきます。

茨城県後期高齢者医療広域連合
〒311-4141

茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階
309-1212 Fax 029-309-1126

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>

問合せ 国保・年金課 国保・年金係

（内線157）

高齢者への
福祉サービス

大洗町では介護保険の対象外でも様々な福祉サービスを、高齢者の生活支援のために行っております。詳しい内容については担当へお気軽にお問い合わせ下さい。

生活管理指導
短期宿泊事業

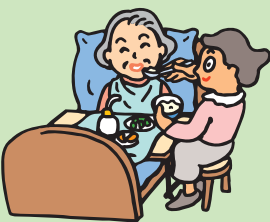
基本的な生活習慣が欠如している概ね65歳以上の高齢者等が、短期間の養護老人ホーム等へ宿泊し、生活習慣の改善・体調の調整を行う。

利用できる方 介護保険の要介護認定において対象外となる方

利用できる期間 7日間

利用負担額 利用料金の1割

申込先 大洗町役場福祉課社会福祉係（267・5111内線152）

徘徊高齢者家族支援
サービス事業

概ね65歳以上で認知症による徘徊のある高齢者の家族に、徘徊高齢者の行方がわからなくなった時に、探知機により所在地を探索しお知らせいたします。

利用できる方 概ね65歳以上の徘徊の見られる高齢者を介護している者であって、徘徊高齢者を保護することのできる者

利用負担額

基本料金 5000円/月）

情報提供料（電話3000円/1回、インターネット 1000円/1回 月2回までは無料）

申込先 大洗町役場福祉課社会福祉係（267・5111内線152）

利用負担額

愛の定期便事業

ひとり暮らしの概ね65歳以上の高齢者で、安否確認や孤独の解消の為に、牛乳の配達をおこないます。

対象者 概ね65歳以上のひとり暮らしの方

利用負担額 無料

申込先 大洗町役場福祉課社会福祉係（267・5111内線152）

利用負担額

ご存知ですか？ マル福制度



町では県の補助をうけて、妊産婦、乳幼児、ひとり親家庭（母子・父子家庭）、重度心身障害者等の皆さんの医療費の負担を軽くして、安心して医療が受けられるよう医療費の一部を助成する制度（マル福制度）を行っています。

対象となる方で手続きがまだ済んでいない方は、申請の手続きをしてください。

問合せ 国保・年金課 （内線158）

対象者・所得基準額	利用できる期間	支給方法	手続きに必要なもの
妊産婦 健康保険に加入している妊産婦で、本人及び配偶者の所得がそれぞれ基準額未満の方 ・ 所得基準額 401万円 （扶養1人につき30万円加算）	妊娠届出日（母子健康手帳交付日）の月の初日 ↓ 出産（流産を含む）した月の翌月末日	医療機関などで医療保険負担金を支払い、後日、町から還付されます。（高額療養費分を除く） 高額療養費に該当する方は、加入している医療保険者から高額療養費が支給されますので、各医療保険者にお問い合わせください。	母子手帳 妊産婦本人の健康保険証 印鑑 妊産婦名義の普通預金通帳など（郵便局は除く）
乳幼児 健康保険に加入している未就学児で、保護者の所得がそれぞれ基準額未満の方 ・ 所得基準額 401万円 （扶養1人につき30万円加算）	出生日 ↓ 小学校入学前の3月末日 （毎年誕生日月に保護者の所得が基準内であるかどうかの見直しをします。）	医療機関等で自己負担を支払い、後日、町から還付されます。 入院時食事代の返還は窓口にて申請してください。	乳幼児本人の健康保険証 印鑑 保護者名義の普通預金通帳など（郵便局は除く）
ひとり親家庭（母子・父子家庭） 健康保険の加入している母子・父子家庭の子（18歳未満の児童、20歳未満の障害児及び高校在学者）と母親または父親で、所得が基準額未満の方 ・ 所得基準額 309万6千円 （扶養1人につき38万円加算）	申請した月の初日 ↓ 更新日（7月1日）の前日 （毎年6月末で所得の見直しをします。）	医療機関で自己負担のみを支払います。	対象となる方の健康保険証 印鑑 戸籍謄本または母子・父子家庭の事実が確認できる証明書児童扶養手当を受給している方はその証書
重度心身障害者 健康保険に加入していて次に該当する方 ・ 身体障害者手帳1級、2級の方 ・ 3級に該当しその障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、またヒト免疫不全ウィルスの機能障害とされる方 ・ 療育手帳の交付を〔A〕判定の方 ・ 障害福祉年金または障害福祉1級に該当する方 ・ 所得制限額 1千万円	申請した月の初日 ↓ 更新日（7月1日）の前日 （毎年6月末で所得の見直しをします。）	県内の医療機関では、自己負担はありません。（入院時の食事代、生活療養費は除く）	対象となる方の健康保険証 印鑑 身体障害者手帳 療育手帳 （障害福祉年金または障害年金の証書）

転入などで大洗町以外に所得の申告をしている方は、1月1日現在で住所があった市町村発行の課税証明書（所得や扶養人数が記載されているもの）が必要です。

・ 浜っ子すこやか報奨金のこと

称	児童扶養手当	児 童 手 当																																																					
的	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母親、あるいは母に代わりその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願い支給します。	児童を養育している方に対し、家庭での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的として支給します。																																																					
受け れる人	支給の対象となる児童 父母が婚姻を解消した児童 父が死亡した児童 父が一定の障害の状態にある児童 父の生死が不明である児童 父が継続して1年以上遺棄している児童 父が継続して1年以上刑務所等に拘禁されている児童 母が婚姻によらないで生まれた児童 母が子を懐胎した当時の事情が不明である児童 事例により手当が支給されない場合があります	支給の対象となる方 3歳未満の児童を養育している方 （児童手当・特例給付） 3歳以上12歳以下（12歳の誕生日から最初の3月31日までにある者）の児童を養育している方（修了前特例給付）																																																					
制限	<table><tr><th rowspan="2">扶養親族の数</th><th colspan="2">受給資格者本人の所得制限限度額</th><th rowspan="2">配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額</th></tr><tr><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr><tr><td>0人</td><td>19.0万円</td><td>192.0万円</td><td>236.0万円</td></tr><tr><td>1人</td><td>57.0万円</td><td>230.0万円</td><td>274.0万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>95.0万円</td><td>268.0万円</td><td>312.0万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>133.0万円</td><td>306.0万円</td><td>350.0万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>171.0万円</td><td>344.0万円</td><td>388.0万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>209.0万円</td><td>382.0万円</td><td>426.0万円</td></tr></table>	扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額		配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額	全部支給	一部支給	0人	19.0万円	192.0万円	236.0万円	1人	57.0万円	230.0万円	274.0万円	2人	95.0万円	268.0万円	312.0万円	3人	133.0万円	306.0万円	350.0万円	4人	171.0万円	344.0万円	388.0万円	5人	209.0万円	382.0万円	426.0万円	<table><tr><th rowspan="2">扶養親族の数</th><th colspan="2">受給資格者本人の所得制限限度額</th></tr><tr><th>国民年金</th><th>厚生年金等</th></tr><tr><td>0人</td><td>460.0万円</td><td>532.0万円</td></tr><tr><td>1人</td><td>498.0万円</td><td>570.0万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>536.0万円</td><td>608.0万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>574.0万円</td><td>646.0万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>612.0万円</td><td>684.0万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>650.0万円</td><td>722.0万円</td></tr></table> 平成18年4月分の手当より適用	扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額		国民年金	厚生年金等	0人	460.0万円	532.0万円	1人	498.0万円	570.0万円	2人	536.0万円	608.0万円	3人	574.0万円	646.0万円	4人	612.0万円	684.0万円	5人	650.0万円	722.0万円
扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額		配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額																																																				
	全部支給	一部支給																																																					
0人	19.0万円	192.0万円	236.0万円																																																				
1人	57.0万円	230.0万円	274.0万円																																																				
2人	95.0万円	268.0万円	312.0万円																																																				
3人	133.0万円	306.0万円	350.0万円																																																				
4人	171.0万円	344.0万円	388.0万円																																																				
5人	209.0万円	382.0万円	426.0万円																																																				
扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額																																																						
	国民年金	厚生年金等																																																					
0人	460.0万円	532.0万円																																																					
1人	498.0万円	570.0万円																																																					
2人	536.0万円	608.0万円																																																					
3人	574.0万円	646.0万円																																																					
4人	612.0万円	684.0万円																																																					
5人	650.0万円	722.0万円																																																					
(月額)	対象児童数 全部支給 一部支給 1人 41,720円 年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう手当額を41,710円(月額)から9,850円(月額)まできめ細かく設定。 2人 46,720円 3人 49,720円 4人以上1人につき 3,000円ずつ加算 (平成18年4月分以降の手当より適用)	平成19年4月1日から3才未満の児童手当が拡充されました。 3才未満の児童 一律 10,000円(月額) 3才以上の児童 第1子 5,000円(月額) 第2子 5,000円(月額) 第3子以降 10,000円(月額)																																																					
ける 手続き	住所地の市町村へ認定請求書の提出が必要になります。この手当は県の各福祉事務所で県知事の認定をうけることにより支給されます。 手当を受ける方の支給要件により添付する書類が異なりますので、市町村の提出先で確認してください。 ご注意を!! 受給資格がなくなった方は、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくことになりますので、御注意ください。	出生や転入により新たに受給資格が生じた場合、市町村の窓口（公務員は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。 〔必要書類〕 年金加入証明書または保険証の写（請求者がサラリーマンである場合） 児童手当用所得証明書（当該市町村にその年の1月1日に住所のない方） 請求者本人名義の金融機関の口座番号 この他、必要に応じて提出する書類がありますので、提出先で確認してください。																																																					



児童手当・児童扶養手当 特別児童扶養手当

大洗町浜っ子すこやか報奨金の 受給手続きについて

大洗町では、少子化による児童数の減少に伴い出生を奨励し、また、家庭環境の変化による父子家庭等の児童の育成に資することを目的に報奨金を下記により支給します。

就学前の児童を養育している父子家庭等
(年度ごとに支給)

4月1日に住民登録がある方

第1子 50,000円の商品券

第2子以降 25,000円の商品券

平成13年4月2日以降に出生した第3子
目以上の児童を養育している方

最高100,000円(1人あたりとし、
小学校就学時に支給)

* 上記、とも大洗町に住民登録されている
ものとする。また、転入者については
は月割とし、は年割とする。

基準日は4月1日とする。

* 2に該当する方で大洗町に戸籍がない方
は、戸籍謄本をお持ちください。

町独自の制度です。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・浜っ子すこやか報奨金は受給資格があつても請求しないと手当が受給できませんのでご注意ください。

問合せ 福祉課子育て支援係/社会福祉係
(267) 5111

特別児童扶養手当			名															
精神や身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。			目															
対象となる障害の程度 特別児童扶養手当 1 級 身体障害者手帳のおおむね 1 級・ 2 級程度に該当するもの（内部的疾患を含む） 療育手帳の総合判定が ・ A 程度の知的障害または同程度の精神障害のもの 特別児童扶養手当 2 級 身体障害者手帳のおおむね 3 級程度に該当するもの（内部的疾患を含む） 療育手帳の総合判定が B 程度の知的障害または同程度の精神障害のもの ただし、児童が障害による公的年金を受けられる場合や、児童が児童福祉施設（保育所・通園施設等を除く）に入所している場合は支給できません。			手当を ら															
<table><tr><td>扶養親族の数</td><td>請求者本人の所得制限限度額</td><td>配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額</td></tr><tr><td>0人</td><td>459.6万円</td><td>628.7万円</td></tr><tr><td>1人</td><td>497.6万円</td><td>653.6万円</td></tr><tr><td>2人以上</td><td>38万円ずつ加算</td><td>21.3万円ずつ加算</td></tr><tr><td>1人につき</td><td></td><td></td></tr></table>			扶養親族の数	請求者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額	0人	459.6万円	628.7万円	1人	497.6万円	653.6万円	2人以上	38万円ずつ加算	21.3万円ずつ加算	1人につき			所得の
扶養親族の数	請求者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額																
0人	459.6万円	628.7万円																
1人	497.6万円	653.6万円																
2人以上	38万円ずつ加算	21.3万円ずつ加算																
1人につき																		
等級 対象児童1人につき 1 級 50,750円 2 級 33,800円			支給額															
住所地の市町村へ請求書の提出が必要になります。この手当は県知事の認定をうけることにより支給されます。 〔必要書類〕 請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本 （外国人の方は記載事項証明書） 請求者と対象児童の含まれる世帯全員の住民票の写し 所定の診断書（用紙は市町村に備えてあります） 印鑑と請求者本人名義の郵便貯金通帳 この他、必要に応じて提出する書類がありますので、提出先で確認してください。			手当をう ための															

地球温暖化防止と循環型社会を構築し、 地球をより良い形で次世代へ

地球温暖化の進行や廃棄物の問題、河川・湖沼の水質の汚濁など、今日の環境問題は、われわれが物質的な豊かさや快適な生活を追求し、環境に負荷を与え続けてきたことが原因といわれています。地球温暖化の影響による気候変動により、今後、海面の上昇や水不足、感染症や災害の拡大など、大変な事態を招くことが予想されています。このようなことから、地球温暖化問題については世界的に関心が高まっている今日、事業者や町民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについて理解を深め、ライフスタイルを見直し、地球温暖化防止への自主的取り組みが大切です。



省エネルギー - 対策・新エネルギー - 導入の推進

- 設備の更新などの際、省エネルギー・や高効率の機器等を導入するとともに、熱の損失防止、排熱の回収による省エネ化を図る。
- 包括的な省エネルギーに関するサービスを提供するECOS事業の導入により、省エネを図る。
- 製造工程の見直しを行い、生産効率の向上を図るとともに、品質管理・流通管理の徹底などにより、原材料、エネルギー使用量を削減する。
- 製造等で使用する燃料について、より温室効果ガスの排出の少ないガスなどの利用拡大により排出を削減する。
- 太陽光発電や廃棄物発電などの新エネルギーを導入して、生産工程で使用するにより、エネルギー使用量を削減する。

省資源の推進

- 廃棄物の減量化・リサイクルを進める。
- 使用水量の抑制や汚濁物質の排出対策を進める。

ECOS (エコス) 事業

ECOS (エネルギー・サービス・カンパニー) 事業とは、ビルや工場の省エネルギー改善に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その効果を保証する事業です。

大洗町消防団員募集!!

大洗町消防本部では、消防団員を募集しております。この機会に、町の安全を守るため、その若い力を消防団員として活かしてみたいかがでしょうか。詳しくは、大洗町消防本部 総務係 (内線23) (267) 1119

新団員紹介



第3分団
山根 信広

憧れていた消防団の制服・活動服に袖を通して消防団員の一員となった実感がわいてきました。又、高橋分団長から伝統ある第3分団の半纏を渡された時、大洗町消防団の発展を目指す事を強く感じました。



第3分団
大川 伸崇

大洗町消防団の一員となり先輩からの指導を受け、消防団の強い団結力と若い力をフルに生かし一生懸命頑張ります。訓練などの行事には率先して参加し地域住民の安心安全を願い消防団員としての自覚を深めていきます。



第1分団
郡司 和明

消防出初式で米川団長から団員辞令交付を受け身の引き締まる思いでした。大洗町消防団員の一員として町の安全安定を願い初めて体験した消防出初式に肌で感じた先輩団員の規律正しい姿を見て、初心を忘れずに頑張っていきます。